

すです。私は、秩序ある青少年の育成を強く望み、次の三点についてお尋ねいたします。一番、今後考えられる非行防止策について。二番、教育相談室の増設の考えは。三番、武道館建設の考えは。

質問事項第五、商工業振興対策に関して。

西多摩の中心商業地域として発展してきた福生市も、近年、近隣市町への大型店舗の進出により、地元商業者対策は急を要する状態となつてきました。この時期に、幸いにして、田村市長は商業者目のお身であり、地域の商工業対策に関しては權威者でもありますので、福生市基本構想の中でもうたつてある、「豊かで魅力あるまちづくり」これの実現のために努力されることを切望し、次の二点についてお尋ねいたします。第一、商工業振興対策について具体的にどのような考えをお持ちであるか。また未来像の作成について。第二番目、大型店舗の進出問題に関しては基本的にどのような考えをお持ちなのか。

以上をもちまして、第二回目の質問といたします。

(市長 田村匡雄君登壇)

○市長(田村匡雄君)

仲村議員さんの御質問にお答えします。

拝島駅周辺の整備についてでございますけれども、駅北口広場の西武鉄道との協定による整備計画が、昭和五十一年六月二十六日に市と西武鉄道との間で集合住宅建設計画に伴う締結した基本協定に基づき工事が完成に近づいてきたことを契機に、先方からも計画案を提出されて協議をしていくところであります。五十五年度中に整備を終了させたいと思っております。なお費用はすべて先方が負担し整備することになっております。極力、現在の自然美を生かした広場になればと考えております次第でございます。また、これまでの地元住民の御協力に対し、感謝を申し上げ、合わせてもうしばらくの御協力を願います次第であります。

次に、拝島駅南北通路の建設計画についてでございますけれども、駅をはさみ、周辺の市民が不便な状態に置かれていることは、承知しているところであります。これが解決には、御指摘の跨線橋をつくることとが妥当なのであります。その理相の位置は、御案内のとおり一方はすべて昭島市の行政区域であり、片方も約半分が昭島市となっております。建物もまだ集束してあり

まして、また財源的にもむずかしい問題もありますが、現実の可能性について検討してみたいと思っております。

次に中央図書館の東側通路建設計画でございますが、福栄、玉川台並びに福東地区の市民が熊手緑地、中央図書館、あるいは市民会館等への連絡通路としての必要を考え、検討して来たところでございます。建物、居住者がいるので協力を要請しているところでございます。御協力が得られるならば、五十六年度中に実施したいと考えております。

福祉の関係は、福祉部長からお答えいたします。

青少年対策でございます。

青少年の非行の増加につきましては、市として大変憂慮していらっしゃるでございます。福生市におきましても、現在大きな事件は発生しておりませんが、近年非行の増加が目立っております。この問題は、青少年本人はもちろん、すべての大人、社会全体で取り組む問題でございます。

その解決には非常に複雑困難な課題が多々ございます。青少年問題協議会といたしまして、協議会の趣旨に沿って、関係機関団体と連携協

議を回り、よりよい青少年健全育成活動が各機関団体で行えるよう回ってまいりたいと存じます。質問の一、教育相談室の件については、教育委員、会の方で御答弁申し上げます。武道館建設についてはございしますが、武道館建設については、新設については考えておりませんが、いずれ福生市総合計画の見直しを行う際に、検討をさせていただきたいと思っております。

次に、商工業振興対策でございます。

地場産業を基盤として、商工業形成された青梅・八王子に対しては、福生の商業は、戦後の基地経済を背景とし、高度経済成長に支えられた交通の立地条件の優位性を生かし、西多摩地域一円から購買客を吸収し、比較的買い回り性の高い商業地域として発展してきました。しかしながら、最近における近接市町の人口増加に伴い、大型店出店により、そのため福生市商業の前途は、きわめて厳しい環境にあると思っております。特に最近では立川方面の流出が著しく、今後商業の力を強化するためには、その流出率を可能な限り最小限にとどめることが課題であると考えております。

工業について、住宅地域内に混在しているための公害問題等を抱えている実

情であるので、今後安定的な経営を図るために商工会と相談いたし地域の特殊性を踏まえながら対策をしていきたいと考えております。具体的には施策、といったしまして、商業振興の考え方について、老舗化している市内各駅の構内整備等について推進しながら地域商店街づくりの検討をしていきたいと考えております。

基本構想にもありますが、私鉄の福生駅までの誘致促進を図りたいと思っております。横田基地を背景にして国際色の豊かな市民レベルでの国際交流の場として検討しながら、合わせて周辺の特長を生かし商店街を形成して回復をしていきたいと考えております。商店街個々の実情の検討を進め、経営の診断や、商店街診断などの積極的実施、地域商業の近代化と経営の安定の推進を図りたいと考えております。これには中小企業振興資金制度の充実、公害資金の融資制度の検討、商工会の連携強化と助成等を考えようと考えております。

次に、大型店の進出問題でございます。

基本的には、前向きな姿勢で検討したいと思っております。ただ、地域的にそれが

れ商店街の実情があるので、その点、十分調査、研究しながら、できれば商店街と共存共栄を図りながら消費の便利をも考えたいと思っています。なお詳細については部長より答弁させます。

○教育長(町田信二)

自席からお許しをいただきまして、青少年対策の今

後考えられる非行防止策につきまして、市長の補足答弁をさせていただけます。

青少年の非行の問題につきましては、平素いろいろと御心配をいただいているところでございますが、一口に言って青少年問題はすべて大人社会の問題でございます。またその解決には非常に複雑困難な問題が多くあつてございます。とにかく、現在は青少年を取り巻くさまざまな社会的環境というものは非常に変化しております。むしろ芳しくない傾向にあるわけでございます。そのためにまだ免疫性のない青少年に悪い影響を及ぼしているという事は、すでに御案内のとおりのことと存じます。そして、これらが非行を増加させる一因となつてゐるわけでございます。

そういう社会情勢の中で非行を防止いたしまして健全育成を図っていくということとは、なかなかむずかしい問題でございます。いま一番必要なことは、申し

上げるまでもございませんが、家庭教育、家庭におけるしつけが一番大切ではないかと考えております。特に、最近高校生とか中学生の非行が非常に問題になっておりますが、学校側で、幾ら一生懸命生活指導に努力をいたしても、家庭内の奥深く立ち入ってまで指導するということは、なかなか困難な問題でございます。したがって、学校側におきましても指導の限界というものはあるわけでございます。したがって、家庭教育の重要さというものは一番大切ではないかというふうに考えている次第でございます。

それから、すでに御承知のことと存じますが、また、御指摘もございましたが、わが国の社会はますます高度成長経済によりまして、物質的な豊かさというものは成長されたのでございますが、一面、この物質文明にとらわれすぎまして、予期しなかった心のむずみというものが青少年の心身両面に出てきてしまったと言われております。つまり子供たちに対する過熱した教育とか、学歴偏重、それから親の過保護、またはしつけの欠如といったものが、青少年の心身両面に一種の病理的現象として発展してしましまして、非行、あるいは自殺といったような方向に発展してしまつたと言われております。いずれにいたしましても、いま

まで物の豊かさが逆に人の心を貧しくしてしまつたわけでございますから、これにはまず大人自身ももっと成長して心の豊かさを取り戻さなければ青少年の健全育成というものはあり得ないとも言われております。したがって、大人も地域社会も十分反省いたしまして、青少年が心身ともに健全に育成できるように、盲つように努力をしていく必要があると考えています。

それから次に非行の対策でございますが、市といたしましても青少年問題協議会を中心にいたしまして、従来いろいろ検討協議が行われてまして、それだけの立場で、すなわち市はもちろんでございますが、警察署、学校、それから青少年協の地区委員会の方々に非常に努力をしていただいているところでございます。いままでに自動販売機による不健全図書の出放運動とか、あるいは、家庭の日の推進運動、それから市の広報を利用しての青少年協だより、または一声運動の推進、あるいはパトロール等、かなりの諸活動を実施してきた次第でございます。それから教育委員会といたしましては、これは非行のみでなく青少年全体の健全育成を図っていくという意味から、社会教育と社会体育の面から、これは毎日の市の広報、あるいはお知らせしておりますで、御案内のことと

存じますが、青少年を対象といたしましたいろいろなスポーツ教室、スポーツ活動を実施しております。また公民館活動におきましても、子供を対象といたしました各種の教室、講座、それから自然教室等の情操教育の面から、いろいろと努力をしている次第でございます。いずれにいたしましても、青少年の非行対策は、社会全体の問題といたしまして、家庭と地域社会、それから学校が一体となって健全育成を図っていかねばならないと考えております。市といたしましても、やうう観点から今後とも努力を傾注していきたいと存じますので、よろしくお願い申し上げたいと思っております。

次に、教育相談の増設の考え方でございますが、当市の教育相談室は昭和四十六年に開設いたしましたから十年目に入ったところでございます。現在は教育委員会の事務局がある市民体育館の施設で、毎週火曜日に午後二時から実施しております。また相談員の相談室等もおかげさまで整備いたしました。この開設につきましては市民の方々から非常に喜ばれている次第でございます。また、この相談室の相談員につきましては、御案内のように、これは市内の小・中学校の先生方にお願いたしましたので、特に専門

的に勉強もしていただきました。授業のやりくりをしていただきました。相談に当たってもらうわけでございます。いずれにいたしましても、当市の教育相談室といたしましては、器材、器具等につきましては、一応の充実を見ておりますが、全体といたしまして、いわゆる専門相談員の充実とか、または開室日の拡大など、今後考えていかねばならないものもございしますので、御指摘の相談室の増設、たとえば他の施設へ行く出張相談等も含めまして、総合的に今後十分検討してまいりたいと思っております。

それから、これも御承知と存じますが、青少年の健全育成に関する相談、すなわち非行に関連する相談活動につきましては、市長部局の企画財政部と福祉部で所管している少年相談と児童相談が開設されておりますが、教育相談室といたしましては、これらの相談機関との連携を強化いたしまして、相互機関の役割りを果たしながら、相談機能の充実を図ってまいりたいと思っております。

なお、武道館の建設につきましては、市長が答弁いたしましたので、省略させていただきます。

○福祉部長(森田 猛君) 自席から福祉問題につきまして、福祉の充実につか
ずして、私の方から御答弁申し上げます。

われわれは、保育園関係、児童保育等につきましても、児童福祉法
に基づいて、実施をしてゐるわけでございます。児童福祉法全般にわたります
私どもの所管ではなくて、あらゆる関係のある行政機関がこれらにつきまして
実施をしてゐるわけでございます。特に、われわれの方といたしましては、保育所関
係でございますけれども、現在保育所の問題につきましては、幼稚園と関連
が非常に近くなつてまいりまして、東京都におきましても、これをいかにすべきか
というふうなことで、東京都の児童福祉審議会に先般東京都知事名で
今後の保育行政のあり方という諮問もいたしたわけでございます。そういった
しましたらば、東京都の児童福祉審議会から逆に今度は東京都市長
会の方に諮問があったわけでございます。東京都市長会といたしましては、
二十六市の福祉所管部長会の方に検討を命じられまして、約半年間、
われわれ検討いたしましたして、ことしの六月に市長会に答申をいたし、市長会
といたしましては、それをもとにいたしまして、六月の、たしか十三日だったと思ひます

が、東京都の児童福祉審議会に今後の保育行政のあり方についてという
ことで答申をいたしたわけでございます。これらの内容を見ましても、いろいろと書
かれております。保育の理念などが、保育内容及び医療負担についての基
本的な考え方、保育所整備及び保育室等のあり方。それから今後の
課題と、この四点あるわけでございます。この答申をわれわれ作成する中で、
先ほど御質問ございました未措置児の問題等が大きく出てゐるわけでござ
います。

先ほどもちやうと触れましたが、昔は、たしか保育園に入るのは貧困の者が入る
んだという觀念があったわけでございますが、最近はそのやうではなくて、全く保育の
内容につきましても、時間の短い、長いは別といたしましても幼稚園、保育園、
同一内容の保育を実施してゐるわけでございますが、それに預ける保護者
といたしますと、幼稚園の場合には、入学金、入園金ですが、あるいは月謝が
高い。保育時間が短い。給食も完全には出ていないというふうな反面、
保育所につきましては、これらが完璧に近い形で提供されてゐるわけでござい
ます。それから二十六市、これらをわれわれ考へてみますと、福祉におきましては、

人口の割合から見ても、保育所の数は上位にランクされており、またがいて、一例を申し上げます。町田、立川あたりは非常に数が少なく、われわれ保育所へ入所の措置をとる場合にも、七項目、四十二段階、その基準をもつて入所の措置をしてゐるわけでございます。十満点で措置をしてゐるわけでございますが、一番高いのは十点でございます。立川、町田あたりを見ますと、十点の保育に欠けているにもかかわらず、保育所に入所できないというのが、これが現実の問題でございます。

幸い、福生市におきましては、保育行政、保育所の建設、あるいは民間保育所事業につきましても、かなりの助成等をしてゐる関係上、ありあいに保育率は高いわけでございます。したがって、点数の低い者、これらの入園の申し込みが非常に多いわけでございます。したがって、完全に保育に欠けるという者よりも、やや保育に欠けている者もあるというふうなことが非常に数の中では多いわけでございます。それらがある方が入れたので、私の家も申請を出せば入れるだろうということになります。福生あたりの保留児の数が多いためでございます。立川あたりは、あの人口で施設数でも保留児が

余りないということで、保護者がもうあきらめてしまつてゐるというのが現状のようでございます。

幸い、福生といたしましては、そういう保育に欠けるある程度の者まで収容できると、これは市民のためにも非常に結構なことでないかということでございますが、反面、われわれといたしましては、保留児の数が多いということは、余り見覚え、聞かぬのいいものではありません。が、その内容等を私の方で調べてみますと、一応、一年中われわれといたしましては、保育の入所の申請は受け付けております。期限はございません。したがって、年度初めを調べてみますと、現在、保育に欠けていないけれども、申請書を出すというのが約三三%でございます。それから内職でございますけれども、これらにつきましても、時間の内職、いろいろ差はあると思いますが、一応、私の方で保育園に入所しなかった者が約二〇%あるわけでございます。それでも半分以上の方が落ちてゐるということになります。あとは自家営業等が主でございます。これらの方が保育所に入れなかったというふうな現況となっております。

なお、これらを解消するためには、保育所をつくれれば、これは問題ないわけで

ございますが、そこに、またひとつ最近の福生市の人口の増大を調べてみますと、昨年一年、どういふふうにな数の変動があったかと申し上げますと、いわゆる就学以前の子供さん、これが一年前より二百十五名減っております。したがって、保育所というのは定員定額制はございせん。措置した児童の分のみ、市の方から措置費といたしまして金が入っていくわけでございます。また、保育所は最低基準によりまして、保母の数、これは児童の年齢によりまして、保母の定数が定められておるわけでございます。いつも定員の保母を抱えていなければならぬという状況の中で、もし子供さんが減った場合にその費用をだれが負担するかという大きな問題にひっかかってくるわけでございます。

先ほども、都の審議会の答申の中にも一部うたわれておりますが、最近の児童の減少というものが、大きな問題になってきております。でき得れば、定員定額制の費用を国で見てもらいたいというふうなあれわれの要望を出しております。出してありますけれども、これは恐らくだめではないかというふうな、福祉部長でもあきらめの方が強いわけでございます。したがって、保母の数は確保したけれども、児童の数が少ない、その費用が入っていかぬ、それでは、その保母

を解雇できるかということが問題になってくるわけでございます。いまの労働行政、いふ面では、簡単にできぬわけでございます。

その辺に、各市二十六市だけではなく、全国の市町村が、あま措置児童を抱えておるわけでございます。また先ほども申し上げましたが、福生といたしましては、あま措置児童の内容がほかの市に比べて、問題が少な、ということとが言えるのではないかと、いふふうに考へます。したがって、あれわれといたしまして、四月の新年度には担当のケースワーカー、所長が中心となりまして、措置会議、毎月二十五日の日に措置会議というふうに保育所へ入所する子供の措置をとっております。中には入れない方もございますけれども、内容的に見ますと、やはり保育の基準に低い方が措置条件に欠けて低い方が入れないというふうなことで、内容を見ますと、家庭におるという子供さんが多いようでございます。内職等でございしますので、母親が保護者が見られるというふうになれましておるわけでございます。

次の児童保育でございしますが、児童保育につきましては、これは、いわゆる、かぎっ子対策です。で、東京都が独自の政策で始めたわけでござい

ます。この児童保育につきましては、東京都の児童保育事業運営
要綱というものがございまして、市直営、あるいは公営の公益法人、または、
その他適当な公共団体による事業を委託することができるといふふうにな
っております。

したがって、福生市といたしましては、公益法人でございます。社会福祉協
議会に業務を委託しております。なお、その業務委託につきましては、福
生市児童保育事業実施要綱、これに基づきまして社会福祉協議会
に業務を委託し、現在七カ所、定員それぞれ四十名、指導員十五名、
指導員十五名と申しますが、一カ所二名ずつの指導員でございますが、指導
員の中で、都合で休む方もおるわけでございますので、その代替といたしまして一名、
昭和五十五年度から見えておるわけでございます。なお、児童保育は、一年生か
り三年生までの低学年でございますが、最近の塾エブム等によりまして、一応
定数に満たない場所もございまして、平均的に児童保育に通ってくる子
供の率は約六二％弱というふうになっておりまして、いかに塾エブムが盛んであ
るかというふうなことも言える人ではないかというふうに思われるわけござい
ます。

以上、保育関係係、児童保育室関係につきまして、御説明を終ら
ります。

○二番(仲村清信君) 自席から第二回目の質問をさせていただきます。

質問事項の第一項につきまして一番目の北口広場の西武鉄道との協定に
関する整備計画、これにつきましては、市長の御答弁をいただきましたので、
ぜひとも協定の線に沿った、リッパな形で整備されることをお願いいたした
と思っております。

二番目の拝島駅南北通路の跨線の建設、これは非常にむずかしいと
いうことはよくわかっております。しかし、この問題につきましては昭島市におきま
しても非常に大きな問題として昭島市議会等においても何回かにわたって
一般質問されておるような現状でございます。地域住民としてひとつこんな
形で早期解決は、いかがであらうかというふうな点が語り合われておる問題
は、現在西武線の駅で入場券を買って南口の方に行くには、百円で行
けるわけです。今度南口の国鉄から帰ってくるときは、百二十円の入場券を買
て帰ってくるというふうな状態でありまして、福生市内における青梅線駅に

おきましては、すでに福生駅、牛浜駅等については、この問題は解決されてお
るわけですが、地域住民とすれば、同じ福生市民であつて、何とか同じような
状態で南北を通ることはできないものであろうかということが強く望まれておる
わけでございます。応急的な措置として、国鉄、西武鉄道との方と話し合ひ
をし、限定した区域の住民に対する通行許可証等の発行等ができません
ものであるかどうか。こういったものについて考え方をお願いしたいと思ひます。

第二項につきましては、当初これは中央図書館の建設のときにも、この計画
というものはあつたことと思ひます。しかし、人の土地を、中央図書館の便利さ
のためにお願いするわけではございません。市にはいろいろの条例規則等もあ
ることは思ひますけれども、要するに、大きな観点に立つて、この問題の解
決をされないとは非常に実現がむずかしいのではないかと思ひます。市長の答
弁に、五十六年度中で何とかこの実現を見た、ということでございますので、こ
れはぜひひとつの実現方の要望をいたして、第二項目については質問を終ら
ります。

第三項目の福祉の充実についてでございます。

いま福祉部長から細かい内容の説明がございました。私の方でもいろいろ調
べた結果、ちよと疑問点がございしますので、幾つかにあつて質問をさせていた
だきたいと思ひます。

保育所の未措置児童対策については、非常にむずかしい問題でございます
けれども、保育所の年齢別定員編成を改善して、ゼロ歳児などの低年
齢の定員枠の増加を図ることはできないものであろうか、これが一点。

二点目に、部長の方では、福生市においては、保育所は他市に比べて、数
上では多いというふうにおっしゃっております。また措置率についても、数字を

出されておりますけれども、五三%ぐらいの方は、要するに急を要しない方であ
るというふうな回答がなされております。しかしながら、実際に福生市の措
置率が二一%ぐらいですから、まだ二六%ぐらいの方が、要するに潜在的需
要量というふうな形であるのではないかと考えられます。たとえば、こういった

人は入所をあらためて、幼稚園などに入つてそれを措置してある方もおられます。
しかし、児童福祉法の基本的な理念に基づいて、ぜひひとつこれについては、未措
置児の対策について、現在市の方としても潜在需要量の実数というふうな